


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市印鑑条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市印鑑条例施行規則				
	部課機関					
1. 要 旨						
<p>証明書等をコンビニエンスストアにおいて交付する事務を開始することに伴い、東大和市印鑑条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 コンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書の交付において、印鑑登録者は、印鑑登録証の提示をすることなく、個人番号カードを使用して、多機能端末機により交付を受けることができる旨の条文を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成28年2月22日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 ・コンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書の交付事務を開始することにより、交付場所や時間が拡大し、市民の利便性が高まる。 ・コンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書の交付の際に必要な個人番号カードの取得促進が図れる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<ul style="list-style-type: none"> 文書課において審査済み 						
3. 留意事項 (問題点等)						
<ul style="list-style-type: none"> 東大和市印鑑条例施行規則の一部改正が必要となる。 						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
平成27年第4回市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。